

令和5年度 第4回 松戸市介護保険運営協議会資料

令和6年度

松戸市地域包括支援センター運営方針

介護保険法第115条の47第1項の規定に基づく委託型地域
包括支援センターにおける包括的支援事業の実施方針

松戸市地域包括ケア推進課
令和6年2月8日

1 地域包括支援センター設置の目的

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもと、市民が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・福祉等に関わる幅広い関係機関・関係者が連携・調整し、地域包括ケアシステムの構築をするとともに、**制度・分野の枠や支える側支えられる側という従来の関係を超えた、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、「地域共生社会の実現」に向け、取り組みを推進していくことが求められている。**

関係機関の連携・調整と地域包括ケアシステム構築を推進するための中核機関として、日常生活圏域を担当する地域包括支援センター（以下「地域包括」という。）を設置する。

2 地域包括支援センターの位置づけ

- (1) 市は15か所の日常生活圏域ごとに地域包括を設置し、地域包括の業務を適切・公正・中立かつ効率的に実施することができる法人への委託を通じて、事業を実施する。
- (2) 地域包括は、地域包括の統括・総合調整・後方支援等を行う基幹型地域包括支援センター（以下「基幹型包括」という。）と密接に連携しつつ、事業を実施する。

3 業務共通事項の実施方針

(1) 事業計画の策定と評価・改善

- ① 地域包括は、担当圏域の実情及びニーズに合った事業計画を策定し、地域住民へわかりやすく周知するとともに、事業計画に基づいた事業を実施しているか評価を行い、必要な業務改善を行う。
- ② 地域包括は、市（基幹型包括を含む。以下同じ。）が定める方法により事業についての評価を行うとともに、この評価結果と、松戸市介護保険運営協議会における事業についての点検・評価結果を踏まえて、必要な業務改善を行う。
- ③ 地域包括は、**感染症や災害発生時においても、業務を継続的に実施できる体制について検討、整備を行う。**

(2) 担当圏域のニーズ等に応じた業務の実施

- ① 地域包括は、日常的な地域活動及び地域ケア会議等を通じて、担当圏域における高齢者の実情や利用者のニーズを把握し、地域特性にあわせて業務を実施する。

(3) 地域包括支援センター職員の確保・職員の育成

- ① 地域包括は、多様なニーズに対応できる知識・経験のある職員の確保に努めるとともに、定期的な研修の実施及び外部研修等への参加の機会を設けることで職員の資質向上を図る。
- ② 地域包括職員は、地域住民の支援にあたっては、常に住民の最善の利益を図るために、自己研鑽に努める。併せて、地域の関係機関等とのネットワーク構築の観点から、情報共有、業務協力、交流等に努める。
- ③ 地域包括職員は、3職種（主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師）のチームアプローチや、地域の保健・医療・福祉・介護の専門職及びボランティア等との多職種連携を意識した取組を進める。

(4) 個人情報保護の徹底

- ① 地域包括は、市の個人情報保護に関する規程に従い、業務上知り得た高齢者や家族の個人情報が、不特定の者に漏れたり、目的外で使用されたりすることがないように、情報管理を徹底する。

(5) 利用者満足の向上

- ① 地域包括は、利用者が利用しやすい相談体制を整える。また、利用者の満足度向上のための適切な苦情対応体制を整備する。
- ② 仕事の関係で、平日の来所相談等が困難である家族介護者等への対応のために、事前の予約により窓口開設日以外の面接相談等の対応を行う。

(6) 市との緊密な連携

- ① 地域包括は、センター長会議、その他各種会議・研修会へ出席するとともに、それらを通じて市と緊密な連携を図る。

(7) 公正・中立性の確保

- ① 地域包括は、相談者に対して介護サービス事業所・施設、居宅介護支援事業所等の紹介を行う時、公正かつ中立性を確保した上で行う。
- ② 地域包括は、公正・中立性の確保を図るため、市が行う松戸市介護保険運営協議会への報告・説明等に協力する。

(8) ICTの活用

- ① 日常的な情報交換や各種会議開催・教室運営等、業務の効率化を図るために、積極的にICTを活用する。

4 地域包括支援センターの業務について

(1) 総合相談支援業務

- ① 高齢者に限らず属性や世代を問わない相談窓口として、あらゆる相談をまずは受け止め、相談者に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行い、必要に応じて適切な保健・医療・福祉・介護・司法等のサービスにつなぐなど、サービス調整も含め、専門的・継続的な視点で相談業務を行う。また、家族介護者からの相談にも対応する中で、ニーズの把握に努めるとともに、適切な支援につながるよう対応する。
- ② 相談事例の効果的な解決等のために、関係機関・関係者（介護サービス事業者、医療機関、高齢者支援連絡会、町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア等）の会議・行事等への積極的な出席を通じて、高齢者以外の他分野も含めた地域における関係機関・関係者とのネットワークを構築する。
- ③ 相談事例の解決のために、緊急性に応じた進捗管理を行うとともに、相談内容の把握・分析に努める。
- ④ 基幹型包括とのレビュー会議やカンファレンスによる事例検討を実施し、相談支援の標準化及び質の向上を図る。
- ⑤ 地域で開催される行事など様々な機会を活用し、幅広い世代からの相談を受けるとともに、保健・福祉・医療に関するサービスや制度に関する普及啓発活動を行う。
- ⑥ 高齢者支援等に関する介護保険外サービスについては、共生的な視点を持ち、地域の社会資源を把握・活用・開発する。

(2) 権利擁護業務

- ① 生活困窮等の問題を抱えた高齢者が、自らの権利を理解して行動できるように支援するとともに、高齢者虐待対応が必要と判断される場合には、松戸市高齢者虐待防止ネットワークとの連携を図りながら対応する。また、セルフ・ネグレクトをはじめとする、高齢者虐待防止法に準じた対応が求められるものについても、権利侵害の防止に取り組んでいく。
- ② 認知症等により判断能力の低下が見受けられる場合は、適切な介護サービスの利用や関係機関の紹介、成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用を図り、高齢者の権利擁護を図る。
- ③ 高齢者を虐待から保護する必要があるときは、市との協議や関係機関との連携を行い、適切かつ迅速な対応を行う。また、他分野と連携促進を図り、高齢者のみならず、家族介護者等の養護者支援にも取り組む。
- ④ 「松戸市虐待防止条例」に基づき、「虐待のない誰もが安心して暮らせるまち」

の実現のため、高齢者分野・障害者分野・児童分野の支援機関と緊密な連携を図ることで、虐待防止を推進する。

- ⑤ 消費者被害防止のための関係機関・関係者との連携や、権利擁護に関する啓発のための取組を実施する。
- ⑥ 相談通報窓口及び虐待防止法等について周知するなど、虐待防止にかかる啓発活動を進め、高齢者虐待の予防・早期発見・早期対応できる環境を整備する。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ① 介護支援専門員が、医療機関等の関係機関と連携できるよう、また、介護保険サービス以外の社会資源を活用できるよう、地域の連携・協力体制のネットワークを整備する。
- ② 介護支援専門員からの相談を受けるとともに、地域の関係機関と連携した事例検討会・研修会の開催等を通じて、地域の介護支援専門員に対して、**介護予防の視点も含めた**専門的見地から日常的個別指導・助言を効果的に行う。
- ③ 地域の介護支援専門員に対して、同行訪問やサービス担当者会議への出席等を通じて、支援困難事例への個別指導・助言を効果的に行う。

(4) 地域ケア会議関係業務

- ① 個別レベル及び日常生活圏域レベルの地域ケア会議の開催を通じて、困難事例等の個別事例の解決及び自立支援に資するケアマネジメントの質向上に取り組むとともに、地域課題の把握に努める。なお、会議の開催にあたっては、地域の実情に応じて高齢者支援連絡会などの関係機関団体と連携するとともに、地域の関係機関等の意見を聴取して事例やテーマの選定等を行う。また、個別レベルの地域ケア会議については、地域におけるより多くの介護支援専門員等が会議を通じた支援を受けられるよう運営する。
- ② 個別レベル及び日常生活圏域レベルの地域ケア会議で抽出された地域課題を定められた方法に従って市に報告するなど、三層構造の地域ケア会議の連携を通じて、地域の課題解決に向けた検討を行う。なお、**市レベルの地域ケア会議の議論を踏まえ、地域の課題や個別事例の解決に取り組む、循環型の地域ケア会議の仕組みを推進していく。**

(5) 介護予防ケアマネジメント業務（第1号介護予防支援事業）・指定介護予防支援業務

- ① 介護予防・生活支援サービス事業対象者及び要支援者に対し、自立支援に向けたケアマネジメントを行い、予防給付相当サービスに加え、短期集中予防サービスや高齢者就業主体のサービスなどの多様なサービスの活用を推進する。

- ② 居宅介護支援事業者に業務の一部を委託する場合は、公正かつ中立性を確保した上で、委託を適正に行う。
- ③ 地域包括業務の運営全般の安定性を確保する観点から、地域包括の専門職と介護予防支援業務の担当者の密接な連携を図り、業務量の平準化等に努める。

(6) 在宅医療・介護連携推進業務

- ① 在宅医療・介護連携支援センターや医療関係機関と連携し、医療的な課題が存在する困難事例等への対応を推進する。
- ② 医療関係機関と合同の事例検討会・講演会・勉強会等への積極的な参加等を通じて、医療関係機関とのネットワークを構築するとともに、在宅医療・介護連携支援センターや医療関係機関と連携した事例対応を推進する。
- ③ 他の医療・介護関係機関と情報共有を図り、効果的・効率的な医療と介護の連携を推進することを目的に、松戸市医療・介護連携地域 I C T システム（多職種連携情報共有システム「バイタルリンク」）（以下、地域 I C T システム）を地域包括支援センターにおいて使用することができる体制を整え、協定書の内容に基づき、適切に地域 I C T システムを使用する。

(7) 認知症総合支援業務

- ① 認知症初期集中支援チームを運営し、認知症の早期診断・早期対応を行う。
- ② 認知症施策の推進のため、認知症コーディネーター等と連携し、認知症ケアの向上を図るための取り組みを行う。また、チームオレンジと協力した実践活動を推進する。
- ③ 認知症高齢者の徘徊における早期発見として、警察署で保護された徘徊高齢者等の情報や、防災行政用無線を活用した徘徊高齢者探索、高齢者の見守りシール等を活用し、早期に把握するとともに早期支援、介入を行う。
- ④ 手助けが必要な高齢者を地域全体で見守る「あんしん一声運動」を推進する。また、認知症の理解を深めるため、関係機関及び地域住民に対し、講演会や研修会の機会を通して普及啓発活動を行う。
- ⑤ 認知症の方や介護者が参加可能な認知症カフェ等を開催し、認知症の方の社会参加や本人発信を支援する。
- ⑥ 認知症地域支援推進員は、認知症施策が効果的に推進されるよう、医療・介護機関等の関係機関との連携や普及啓発のための企画・活動を行う。

(8) 生活支援体制整備事業

- ① 第2層（日常生活圏域）である地域包括に配置した多機能コーディネーターは、生活支援体制整備事業の所管課に配置した第1層（市全域）と連携を図り、

地域共生の視点を踏まえ、不足する生活支援・介護予防サービスの開発、高齢者が役割を持った形での社会参加（就労的活動）の促進など生活支援体制の整備を推進するとともに、認知症地域支援推進員の役割を担い、認知症施策と一体的な業務を行う。

- ② 地域住民との協議や活動の場などの住民主体の取り組みや高齢者支援連絡会と連携する。併せて、地域包括ケア推進会議において、地域課題を議論し、地域の実情に応じた生活支援体制の整備を推進する。

(9) 松戸市指定事業

- ① 包括的支援事業を効果的に実施するため、地域の介護サービス事業者、医療機関、高齢者支援連絡会、町会・自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティアの各組織と連携し、高齢者への支援体制を構築する。
- ② 地域の町会、老人会等の高齢者が集まる機会に積極的に参加し、高齢者の生活支援にかかる情報や在宅介護等に関する情報の提供及び利用や介護予防について啓発を行う。
- ③ 認知症予防教室や、介護予防のための教室（体操教室等）を開催し、認知症予防や生活習慣病予防など、自立支援のための介護予防に関する知識の普及啓発に取り組む。
- ④ 市のパートナー講座（認知症サポーター養成講座等）を開催し、幅広い年代に対して介護や福祉、認知症等についての情報を正しく伝えるとともに、地域包括の周知活動を行う。
- ⑤ 介護者のつどいを開催し、介護者同士が交流を深め、相談しあう仲間作りや情報交換、ピアカウンセリング等の機能を持たせることで、介護者が適切な介護が出来るように支援をする。
- ⑥ 保健福祉サービス等の利用申請手続きの受付、申請代行等の利用者の立場に立って保健福祉サービスの利用の調整及び訪問調査を行う。また、介護保険住宅改修に関する必要な助言や理由書の作成を行う。
- ⑦ 担当地域内の地域密着型（介護予防）サービス事業所が主催するサービスの質の確保を図ることを目的とした会議へ出席をし、必要な助言等を行う。